



# 重要事項説明書

【入園のしおり】



学校法人関口学園  
明昭第二幼稚園

## 明昭第二幼稚園 重要事項説明書（入園のしおり）

特定教育・保育の提供にあたり、明昭第二幼稚園が説明すべき内容は次の通りです。なお掲載情報は令和7年4月1日現在のものです。この重要事項は当該園児が卒園するまで有効とします。変更事項があった場合は、文書にてお知らせしホームページに掲載いたします。

### 1. 施設の目的及び運営の方針

#### 【事業の目的・運営方針】

本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳児以上の子どもに対する教育・保育を行い、健やかな成長が図れるよう適切な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とし、次に掲げる運営方針に基づき特定教育・保育を提供します。

- ・本園は、児童憲章に謳ってある「子供の最善の利益優先」を追求しながら、特定教育・保育を行います。
- ・本園は、子育ての重要な役割は家庭にあることを重視し、保護者との連携を密に取りながら一人ひとりの子どもに寄り添った特定教育・保育を行います。
- ・本園は、地域の子育てをしているすべての家庭に対して、子育て相談・支援を行います。
- ・本園は、条例その他関係法令を遵守し運営するものとします。

#### 【運営主体（事業者の概要）】

事業者の名称	学校法人関口学園
事業者の所在地	東京都葛飾区四つ木1-41-1
事業者の連絡先	03-3693-2636
代表者氏名	理事長 関口 宏

#### 【利用施設・年齢別利用定員】

種別	幼稚園
名称	明昭第二幼稚園
所在地	東京都葛飾区堀切1-26-15
連絡先	電話番号 03-3691-3416 FAX番号 03-3691-3412

施設長氏名		園長 関口 宏				
開設年月日		昭和28年 2月 10日				
利用定員	(1号)	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
		17人	36人	47人	50人	150人

【施設の概要】

敷地	敷地全体	1517.05 m <sup>2</sup>
	園庭	809.83 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造 3階建て
	延べ	1313.52 m <sup>2</sup>

【主な設備の概要】

設備	部屋数	備考
保育室	9室	1階 満3歳児クラス (54.12 m <sup>2</sup> )
		1階 満3歳児クラス (54.12 m <sup>2</sup> )
		1階 3歳児クラス (53.30 m <sup>2</sup> )
		1階 3歳児クラス (53.30 m <sup>2</sup> )
		2階 4歳児クラス (54.36 m <sup>2</sup> )
		2階 4歳児クラス (54.11 m <sup>2</sup> )
		2階 5歳児クラス (53.30 m <sup>2</sup> )
		2階 5歳児クラス (53.30 m <sup>2</sup> )
		2階 5歳児クラス (54.29 m <sup>2</sup> )
遊戯室	1室	133.38 m <sup>2</sup>
職員室	1室	56.96 m <sup>2</sup>
園長室	1室	9.49 m <sup>2</sup>
子育て支援室	1室	13.69 m <sup>2</sup>
会議室	1室	38.65 m <sup>2</sup>
資材室	1室	37.01 m <sup>2</sup>
図書室	1室	33.41 m <sup>2</sup>
事務室	1室	10.53 m <sup>2</sup>
更衣室	1室	10.99 m <sup>2</sup>
宿直室	1室	27.17 m <sup>2</sup>

## 2. 提供する特定教育・保育の内容

本園は子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、次に掲げる特定教育・保育を提供します。なお、園児が心身の状況によって履修することが困難な事項はその園児の心身の状況に適合するように配慮します。

### 【教育・保育方針】

子どもたち一人ひとりの個性・発見・発想を大切にし、子どもたちの心に寄り添いながら、あたたかく見守り、励まし、生きる力の基礎となる丈夫な身体とやさしい心、人とかかわる力、たくましさを一人ひとりのペース（個性や発達の姿）に応じて育むことを方針とします。

### 【教育・保育目標】

生き生きとした子ども

心も身体も生き生きとした子どもらしい子どもに

なかよくする子ども

人とふれあい、人と生活する喜び、楽しさを持てる子どもに

考える子ども

自分で考え、自分で実行し、創造する子どもに

正直な子ども

思いやりのある、素直な子どもに

うるおいのあるおおらかな子ども

情緒が安定した感性豊かな子どもに

小学校就学前までの一貫した特定教育・保育を園児の発達を考慮し提供します。

満3歳児以上の園児については同一学年の園児で編成される学級による集団生活の中で、遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

## 3. 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式・始業式・オリエンテーリング
5月	母の日・春の遠足・健康診断
6月	父の日の集い・プール開き
7月	七夕・年長お楽しみ保育・夏のお楽しみ会・終業式・夏休み・夏期登園日

8月	夏期登園日
9月	始業式・秋の遠足
10月	運動会・ふれあいどうぶつむら
11月	作品展
12月	おもちゃつき・クリスマス子ども会・終業式・冬休み
1月	始業式・子ども新年会
2月	節分豆まき・生活発表会・お別れ遠足（年長）・学園創立記念日
3月	ひなまつり・お別れ会・修了式・卒園式

その他 誕生会、火災・地震・洪水・防犯訓練、身体測定、個人面談、クラス会、園外保育、保護者会、保育参観、親子ふれあい遊びなど

※特別な事情がある場合は行事が中止となることもあります。

#### 4. 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	常勤	非常勤	内容
園長	1人		園長は、所属職員を監督し、業務を一元的に管理するとともに、施設・園児など全体を把握し園務をつかさどる。
副園長	1人		副園長は、園長を助け、園務を整理し、教育・保育内容について教諭を統括する。
主幹教諭	1人		主幹教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、幼児の教育をつかさどる。
教諭	13人以上		教諭は、幼児の教育をつかさどる。
学校医		1人	本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校歯科医		1人	本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校薬剤師		1人	本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。
事務職員	1人以上		園の運営管理に必要な事務処理、経理処理などを行う。
その他		1人以上	教育保育の質の向上に必要な職員（スクールバス運転手・用務員など）

※職員数は変動する場合がありますが、条例で定める特定教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

## 5. 学校医、学校歯科医、学校薬剤師

### 【学校医】

医療機関の名称	みやざわハートクリニック
医院長名	宮澤 拓也
所在地	葛飾区宝町 2 - 3 4 - 1 6 (4階)
電話番号	03-6231-2997

### 【学校歯科医】

医療機関の名称	大原歯科医院
医院長名	大原 義治
所在地	葛飾区宝町 1 - 1 - 2 5
電話番号	03-5698-2177

### 【学校薬剤師】

医療機関の名称	オゾン薬局
医院長名	佐々木 武志
所在地	葛飾区四つ木 1 - 2 1 - 5
電話番号	03-3691-6342

## 6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前 9 時 0 0 分～午後 2 時 0 0 分 (5 時間) ※水曜日は ~午後 1 時 0 0 分 (4 時間)
預かり保育	保育時間	朝：午前 7 時 3 0 分～教育・保育の開始前 夕：教育・保育の終了後～午後 6 時 0 0 分 ※夕は預かり保育専任の教諭が対応致します。
休業日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日曜日・土曜日・祝日 (国民の祝日に関する法律に規定する日)</li> <li>・ 学年始休業 4 月 1 日から入園式・始業式の前日まで</li> </ul>	

	・夏期休業 1学期終業式の翌日から2学期始業式の前日まで
	・冬期休業 2学期終業式の翌日から3学期始業式の前日まで
	・学年末休業 修了式・卒園式の翌日から3月31日まで
	・創立記念日 ・都民の日

※非常変災その他緊迫の事情があるときは、臨時に休業日とする場合があります。

### 【その他】

- ・学級編成 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため学級の編成を行います。
- ・学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。
- ・各学級には、担任を1人以上配置する。

## 7. 利用者負担

3歳から5歳児の全ての子ども、満3歳児の子どもの基本保育料は無償となります。

- ・基本保育料のほか次に掲げる利用者負担額を納入していただきます。
- ・毎月の利用者負担額などの費用は指定金融機関口座からの自動引落（以下口座振替）とさせていただきます。
- ・口座振替の手数料、指定口座の変更や自動引落負荷の場合の手数料は、保護者負担とさせていただきます。
- ・園長が特に認めた場合は、現金による納入を認める場合があります。
- ・入園選考料 入園選考手続きに係る費用 5,000円

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
受入準備金 (入園時納入額)	利用子どもを受け入れる際の費用	120,000円 (入園時)
施設維持費	施設や遊具の維持管理に必要な費用	20,000円/年額

教育・保育環境整備費	基準以上の園庭（畑を含む）・園舎・教育環境（教育時間内に行うお誕生会や観劇、季節行事、園バスでの活動）・保育環境等の整備管理経費年額 36,000 円の月割額	3,000 円/月額
特定職員人件費	基準以上の幼稚園教諭・職員人件費年額 54,000 円の月割額	4,500 円/月額
安全環境対策費	感染症・熱中症等の対策を含む環境対策経費年額 12,000 円の月割額	1,000 円/月額

（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食提供に係る費用	食材料費を徴収 (8月は給食がない為利用負担なし)	1食 400円 年間 132回 月額 4,800円 (11か月)
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
スクールバス維持費	通園バスの利用料年額 36,000 円の月割額	3,000 円/月額
日本スポーツ振興センター 保護者負担	園が加入する損害補償保険の保護者負担分	200 円/年額
制服等代	園指定の制服・体操着・カバンなど の実費、必要なものを購入して下さい。 例示は全て揃えた場合。随時購入も可能。	実費
教材用品代	個人ごとに購入する教材・用品の実費 (名札、帽子、クレパス、マーカーなど)	実費
絵本代	特定教育・保育活動で使用する月刊絵本代（個人所有）	実費
用品代	クレヨン、自由画帳、はさみの購入費用 (制作活動に使用するため)	実費

※この他に実費に係る利用者負担が発生する場合があります。その際は目的金額等を改めてご説明致します。

※制服等、教材用品代、実費徴収などは購入月に締め翌月徴収とします。卒園・退園時も翌月口座振替とします。

※上記制服・教材・物品等の費用は納入業者の値上げ等により変更になることがあります。

※PTA会費・卒対費（卒園祝費用）など保護者による経費もあります。金額は総会で決定。

利用子どもの預かり保育に係る利用者負担	金額
教育時間前 7時30分から8時30分まで	250円
教育時間終了後 15時00分まで	200円
教育時間終了後 17時00分まで	500円
17時01分～18時00分まで	250円
※教育実施日、教育時間前後各15分間は登降園・バス利用を鑑み無償とする。	
長期休業 8時30分から17時00分まで	1,200円/回※お弁当持参
午前保育（11時30分）から 17時まで	1,000円/回※お弁当持参

※預かり保育は利用月に締め翌月徴収とする。卒園・退園時も翌月口座振替とする。

## 8. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### 【入園】

本園を利用するにあたってはこの重要事項説明書の内容に同意していただく必要があります。

- ・本園に直接お申し込みください。先着順に受付します。面接選考を行い、本園の教育を受けられると判断した時に入園を許可します。

兄弟姉妹が在園・卒園している者及び志望者の保護者等が本園を卒園している場合は優先入園制度が利用できます。

- ・定員を上回る応募があった場合は、抽選により受付を行い、選考を実施します。
- ・満3歳児の入園については、3歳の誕生日の翌月1日以降とします。

### 【退園・転園・休園】

- ・退園、転園を希望する場合は、所定の届出書を提出して下さい。（希望日の4週間前までに）
- ・園児が特定の感染症などに感染した場合は、必要な期間登園停止をお願いすることがあります。（P13表参照）

### 【利用の終了】

- ・ 1号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）
- ・ 保護者から退園の申出があったとき
- ・ 利用継続が不可能であると区が認めたとき
- ・ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 【登降園について】

- ・ 登園は8時40分からお願いします。
- ・ お迎えの時間や人がいつもと変わる場合は必ずお知らせいただき、ネームプレートを着用下さい。連絡のない場合など引渡しできません。また、小中学生の兄弟姉妹によるお迎えも引渡しできません。
- ・ 自転車などで送迎をする際は近隣の迷惑にならないようご注意ください。また、やむをえず自家用車で送迎する際は近隣の駐車場（コインパーキング）などをご利用ください。

### 【送迎バスについて】

- ・ 希望者については園バスによる送迎を実施します。前表（P7）に掲げる負担があります。片道（登園・降園）だけの利用設定はありません。
- ・ 送迎バスの利用者はバスの利用手引きをご覧ください、注意事項等遵守していただきます。

### 【給食・食育について】

- ・ 本園の給食は、給食センターに委託し提供しています。
- ・ 給食の献立は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達段階、健康状態、嗜好などに十分配慮し、かつ、卵アレルギーなどにも配慮した内容です
- ・ 食物アレルギーのある方は入園前に必ずお知らせください。
- ・ アレルギー症状の重篤度によっては、ご自宅よりお弁当を持参いただく場合もあります。
- ・ 満3歳児・3歳児の給食は園生活の状態を見て、4・5歳児より数日遅れて始まります。
- ・ 欠席や早退で給食がいない場合はアプリで当日午前9時00分までに連絡してください。連絡がない場合は給食を注文します。

※預かり保育はお菓子を提供しています。同じように食物アレルギーのある方は預かり保育利用前に必ずご相談ください。

- ・ 自園の畑で様々な野菜を栽培・収穫し体験します。給食センター発行の「食育だより」など様々な観点から食べ物・食への興味・関心を養います。

### 【与薬について】

園で薬を飲ませることは原則として禁止されています。しかしやむを得ず薬を持参される場

合はご相談ください。誤飲や事故を防ぎ万全を期するため「お薬の連絡票（依頼書）」に必要事項を記載していただき提出していただきます。依頼書は1種類につき1枚提出していただく必要があります。

- ・薬は1回分だけ預かります。
- ・薬の容器や袋に直接記名して下さい。
- ・診察後など初めての服用となる薬はお断りいたします。

#### 【写真などの購入注文について】

本園では（有）ワールドカラーに写真撮影を依頼し、園行事などの写真を販売しています。必要に応じて購入いただけます。

### 9. 守秘義務及び個人情報の取扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

園児及びその保護者に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用し、その目的が達成したのちは適切に処理いたします。

- ・入学先の小学校との間での情報共有。
- ・発達支援など療育機関などとの情報共有。
- ・給付事務にかかわる情報共有。
- ・他園への転園、兄弟姉妹が別の施設に在籍する場合などの連絡調整や情報共有。
- ・緊急時、病院その他関係機関などに対しての情報提供。

本園は、ホームページなどで園児及び保護者、職員のプライバシーを尊重のうえ、情報発信のために一般に公開しています。その際、お子さんの顔写真などの個人情報が特定されるものが掲載する場合があります。

写真などの取扱いについては十分に配慮をいたしますが、掲載を望まれない方は個人情報使用同意書の該当欄に記載して下さい。

### 10. 相談・要望・苦情窓口

本園では、要望、苦情などに係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	丸田 幸恵	主幹教諭
相談・苦情解決責任者	関口 宏	園長

#### 【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、区からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、区に報告をします。

### 1.1. 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

本園では、一斉メール配信システムが利用できるアプリを取り入れています。緊急時対応や園からのお知らせや情報などを配信する時に利用しますので必ず登録をお願い致します。また、緊急連絡先やかかりつけ医の情報を提供いただきます。緊急時に容態の変化があった場合などに利用し必要な措置を講じます。

保護者との連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が指定する医療機関でしかるべき治療などの対処を行いますのであらかじめご了承ください。

### 1.2. 非常災害対策

火災・自身・台風・水害・竜巻・津波などの非常災害時に対し、別途定める防災マニュアルにより対応いたします。

防火管理者	丸田 幸恵
避難訓練	地震・火災などを想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器・自動火災報知設備・非常放送設備・誘導灯・防火扉
避難場所	一時避難：園庭 二次避難：葛飾区立綾南小学校

※葛飾区内で震度5の地震が発生した場合は、基地局破損などの事由により電話などによる連絡が出来なくなることも考慮し、全員お迎えをお願いしています。

### 1.3. 利用者に対しての保険の種類・内容

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保険の内容	備考
災害共済	(独)日本スポーツ振興センター ・傷害疾病に対する医療費 ・障害に対する見舞金	保護者負担有200円

	・死亡見舞金	
損害賠償責任保険	全日本私立幼稚園連合会 ・対人賠償保障 ・対物賠償保障	
傷害保険	CHUBB 損保 普通傷害保険	

#### 14. 虐待防止のための措置

本園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため、職員に対し研修を実施するなどの措置を講じるように努めています。

虐待が疑われる案件を発見した場合は関係機関に連絡いたします。

相談窓口	葛飾区児童相談所	電話：03-5698-0303
------	----------	-----------------

#### 【管轄する消防署】

消防署名	本田消防署
所在地	葛飾区東立石 3 - 1 2 - 7
電話番号	03-3694-0119（代表） 1 1 9 番

#### 【管轄する警察署】

警察署名	葛飾警察署
所在地	葛飾区立石 2 - 7 - 9
電話番号	03-3695-0110（代表） 1 1 0 番

#### 15. 感染症対策など

本園は、感染症が蔓延しないよう必要な対策（厚労省「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って）を行っております。

- ・園児が法令に定められた伝染病などにかかった場合、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めるときは出席停止とすることができます。また、同居家族が法定伝染病などにかかった場合も出席停止などの対策をとる場合もあります。
- ・主な感染症の登園基準を次表（P13）に記載してあります。ご参照ください。

- ・前日に熱などの体調不調や、服薬後の登園など、健康上に変わったことがある場合は、登園時に必ずお知らせください。
- ・感染症が発生した場合は、アプリ配信などでお知らせいたします。
- ・嘔吐・下痢が24時間以内に2回以上あった場合は、脱水症状などが考えられるため登園できません。
- ・嘔吐物・便が衣服に付着した場合は、洗わずにお返しいたします。

**【感染症などの登園基準（学校保健安全法施行規則基準）】**

主治医の診断をうけてから登園して下さい。登園許可証の提出をお願いします。

感染症名	登園のめやす
インフルエンザ(特定鳥インフル除く)	発症後5日、かつ解熱後2日(乳幼児は3日)を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ症状軽快後1日を経過するまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬内服後24時間以降
マイコプラズマ肺炎	症状が回復するまで
手足口病	症状が回復するまで
伝染性紅斑(りんご病)	症状が回復するまで
感染性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノなど)	下痢、嘔吐が消失するまで
ヘルパンギーナ	症状が回復するまで
RSウイルス感染症	症状が回復するまで
帯状疱疹	病変部が被覆するまで。ただし、乳幼児はかさぶたになるまで。
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
水痘(みずぼうそう)	すべての水泡がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消えてから2日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫れが消えるまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消えるまで
とびひ	主治医の指示に従ってください。
水いぼ	休む必要はありません

**16. 園からのお願い**

- ・家庭の状況に変更があった場合は、必ず速やかに書面でお知らせください。

※住所(転居)、勤務先、電話番号、緊急連絡先、保険証番号、家族構成など

- ・本園の年間行事は入園時にお知らせします。保護者参加行事を確認し、家族のどなたかは参加できるようご配慮ください。
- ・ホームページなどに掲載した写真・動画は閲覧以外の目的で使用しないで下さい。また、保護者の皆様が撮影された園児や園内の写真・動画などに関しても、ご自分のお子さん以外の園児が写っているものなどはインターネット上、SNS掲載は厳禁とします。
- ・園舎の敷地内は禁煙です。
- ・利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
- ・利用者（子ども・保護者）が事業者や従事する職員又は他の利用者に対し社会通念を逸脱する行為を行ったときは契約を解除する場合があります。

明昭第二幼稚園 重要事項に関する同意書

本園における特定教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

運営事業者 東京都葛飾区四つ木1丁目41番1号  
学校法人 関口学園  
理事長 関口 宏  
説明者 明昭第二幼稚園  
園長 関口 宏

私は、本書面に基ついて明昭第二幼稚園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

園児氏名		保護者氏名	
------	--	-------	--

個人情報使用同意書

貴園への入園にあたり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ◇入学予定の小学校との間での情報共有
- ◇発達支援など療育機関等との情報共有
- ◇給付事務にかかわる情報共有
- ◇他園への転園、兄弟姉妹が別の施設に在籍する場合などの連絡調整、情報提供
- ◇緊急時、病院その他関係機関等に対しての情報提供
- ◇園内の掲示板等で保育の様子をドキュメンテーションやポートフォリオを活用した写真の掲示
- ◇入園案内・ホームページ・SNS等で写真の掲載の・・・可・否
- ◇園だより・クラスだよりへの写真・名前・生年月日等の掲載の・・・可・否

学校法人関口学園 明昭第二幼稚園

園長 関口 宏 様

令和 年 月 日

住 所 :

園児氏名 :

保護者氏名 (園児からみた続柄 )

明昭第二幼稚園 重要事項に関する同意書

本園における特定教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

運営事業者 東京都葛飾区四つ木1丁目41番1号
学校法人 関口学園
理事長 関口 宏
説明者 明昭第二幼稚園
園長 関口 宏

私は、本書面に基ついて明昭第二幼稚園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

Table with 2 columns: 園児氏名, 保護者氏名

個人情報使用同意書
貴園への入園にあたり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために最小限の範囲内において使用することに同意します。
◇入学予定の小学校との間での情報共有
◇発達支援など療育機関等との情報共有
◇給付事務にかかわる情報共有
◇他園への転園、兄弟姉妹が別の施設に在籍する場合などの連絡調整、情報提供
◇緊急時、病院その他関係機関等に対しての情報提供
◇園内の掲示板等で保育の様子をドキュメンテーションやポートフォリオを活用した写真の掲示
◇入園案内・ホームページ・SNS等で写真の掲載の・・・可・否
◇園だより・クラスだよりへの写真・名前・生年月日等の掲載の・・・可・否
学校法人関口学園 明昭第二幼稚園
園長 関口 宏 様
令和 年 月 日
住所：
園児氏名：
保護者氏名 (園児からみた続柄 )

切り取り線